

第5次岡山県消費生活基本計画（案）について

第5次岡山県消費生活基本計画について、昨年11月に素案を公表し、県議会をはじめ、消費生活懇談会での議論やパブリック・コメント等の意見を反映し、このたび、計画（案）を取りまとめた。

1 パブリック・コメント（全体版は別添1）

(1) 実施期間 令和7年11月14日～令和7年12月15日

(2) 件数 5件（1団体）

(3) 主な意見と県の考え方

基本目標Ⅱ 消費者教育の推進

重点目標1 ライフステージに応じた消費者教育の実施

番号	意見の要旨	県の考え方
1	<p>自立した消費者の育成は、国や県が作成した教材を用いた受動的な教育の実施だけでは不十分である。</p> <p>市町村との連携や、学校・地域社会・職域・家庭・消費者団体などが主体的に取り組む活動に対する支援について記載してほしい。</p>	<p>市町村との連携は、「施策の方向② 地域社会での消費者教育の推進」（P21）に記載するとともに、「基本目標Ⅰ 重点目標1 施策の方向② 市町村の相談体制充実への支援」（P17）にも、市町村の消費者教育・啓発の取組を支援する旨を記載しています。また、各主体による活動への支援は、「基本目標Ⅲ 消費者の主体的な活動への支援」（P27）に記載しています。</p>

2 素案からの主な変更点（全体版は別添2）

基本目標Ⅱ 消費者教育の推進

重点目標3 消費者教育を担う人材の育成

頁	素案	案	修正理由
23	<p>〈施策の方向〉③<u>地域人材</u>の育成</p> <p>（前略）</p> <p>また、地域の消費者団体関係者や福祉関係者等を対象とした講座の実施により、高齢者等を身近に見守り、啓発することができる人材の育成を図ります。</p>	<p>〈施策の方向〉③<u>地域の担い手</u>の育成</p> <p>（前略）</p> <p>また、地域の消費者団体関係者や福祉関係者、<u>若年者</u>等を対象とした講座の実施により、高齢者等を身近に見守り、啓発することができる人材の育成を図ります。</p>	<p>【審議会】</p> <p>育成の対象が分かりにくいとの意見を踏まえ修正</p>

基本目標Ⅲ 消費者の主体的な活動への支援

重点目標1 公正で持続可能な社会を目指した消費生活の促進

頁	素案	案	修正理由
27	<p>〈施策の方向〉①エシカル消費（倫理的消費）の普及啓発（前略）</p> <p>また、より良い消費行動のためには、<u>付加価値やコストの価格転嫁に対する適切な理解の促進も必要であり、講座やイベント等を通じて、そうした意識の醸成を図ります。</u></p>	<p>〈施策の方向〉①エシカル消費（倫理的消費）の普及啓発（前略）</p> <p>また、<u>環境や資源に配慮した商品やサービスは、通常のものに比べて高価格な場合があることから、より良い消費行動のためには商品の適正価格への理解の促進も必要であり、講座やイベント等を通じて、そうした意識の醸成を図ります。</u></p>	<p>【審議会】</p> <p>趣旨が分かりにくいとの意見を踏まえ修正</p>

3 今後のスケジュール（案）

令和8年3月 策定・公表

第5次岡山県消費生活基本計画（案）の概要

1 計画期間 令和8年度～令和12年度

2 基本目標等

5つの基本目標と、その下に18の重点目標を定め、総合的に取り組みます。

基本目標Ⅰ 消費者被害の防止・救済

- 1 消費生活相談体制の充実 [重点施策]
- 2 配慮を要する消費者の被害防止 [重点施策]
- 3 消費者被害からの救済

基本目標Ⅱ 消費者教育の推進

- 1 ライフステージに応じた消費者教育の実施 [重点施策]
- 2 若年者への消費者教育の推進
- 3 消費者教育を担う人材の育成
- 4 他の関連する教育との連携
- 5 消費生活に関する啓発・情報提供

基本目標Ⅲ 消費者の主体的な活動への支援

- 1 公正で持続可能な社会を目指した消費生活の促進
- 2 消費者の組織活動の促進
- 3 消費者の意見の反映

基本目標Ⅳ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保

- 1 規格・表示等の適正化
- 2 取引における公正・公平の確保
- 3 公正な価格の形成
- 4 生活必需品の安定供給

基本目標Ⅴ 安全・安心な商品・サービスの確保

- 1 生産から消費に至る一貫した食の安全確保
- 2 商品（食品以外）・サービスの安全性の確保
- 3 安心の定着に向けた信頼の確立

第5次岡山県消費生活基本計画(素案)に対する 意見の要旨と県の考え方について

第3章 目標と取組

基本目標Ⅰ 消費者被害の防止・救済

番号	意見の要旨	県の考え方
1	(懇談会) 発生した被害への対応や消費者への注意喚起だけでなく、技術的な対応による被害の予防・防御の仕組みを作るという視点を施策に取り入れるべきである。	消費者被害を未然に防止することは重要であると認識しており、記載内容を追加します。
2	(パブコメ) 県内の特殊詐欺被害が増加している現状を踏まえた計画となるよう再検討してほしい。 自治体による通話録音機能付き電話等の設置補助や、携帯電話ショップによる迷惑電話対策等の機能説明の要請、警察や関係団体との情報共有や広報など、具体的な対策と目標を記載してほしい。	特殊詐欺については、警察等と連携し、被害防止に努めることとしており、「基本目標Ⅳ 重点目標2 取引における公正・公平の確保」(P30)にその旨を記載しています。 なお、具体的な施策等については、社会状況を踏まえながら、適切に対応してまいります。

基本目標Ⅱ 消費者教育の推進

重点目標1 ライフステージに応じた消費者教育の実施

番号	意見の要旨	県の考え方
3	(パブコメ) 自立した消費者の育成は、国や県が作成した教材を用いた受動的な教育の実施だけでは不十分である。 市町村との連携や、学校・地域社会・職域・家庭・消費者団体などが主体的に取り組む活動に対する支援について記載してほしい。	市町村との連携は、「施策の方向② 地域社会での消費者教育の推進」(P21)に記載するとともに、「基本目標Ⅰ 重点目標1 施策の方向② 市町村の相談体制充実への支援」(P17)にも、市町村の消費者教育・啓発の取組を支援する旨を記載しています。また、各主体による活動への支援は、「基本目標Ⅲ 消費者の主体的な活動への支援」(P27)に記載しています。

重点目標3 消費者教育を担う人材の育成

番号	意見の要旨	県の考え方
4	(懇談会) 「施策の方向③ 地域人材の育成」という項目名は、表現が抽象的であり、どういった人が対象なのか分かりにくい。	地域で消費者教育を推進し、高齢者等を見守り・支援する市町村職員や地域関係者などの担い手を育成するという趣旨が伝わるよう、項目名と記載内容を修正します。

基本目標Ⅲ 消費者の主体的な活動への支援

重点目標1 公正で持続可能な社会を目指した消費生活の促進

番号	意見の要旨	県の考え方
5	(懇談会) 「施策の方向① エシカル消費（倫理的消費）の普及啓発」の説明にある「付加価値やコストの価格転嫁に対する適切な理解の促進」という記載(P27)は意図が伝わりにくい。	環境に配慮した商品やフェアトレード商品等は、通常の商品より高価格な場合があります。 環境や資源に配慮したより良い消費行動（エシカル消費）の促進には、商品の適正価格に対する消費者の理解が必要であるという趣旨が伝わりやすいよう、記載内容を修正します。

基本目標Ⅳ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保

重点目標2 取引における公正・公平の確保

番号	意見の要旨	県の考え方
6	(パブコメ) インターネットに起因する消費者被害が急増しており、デジタル社会の進行や消費者被害の実態に関して、弁護士会、司法書士会、各消費生活センターや適格消費者団体と情報共有を行ってほしい。	「基本目標Ⅰ 重点目標1 施策の方向① 県消費生活センターの充実」(P16)に、弁護士会等を交えた研究会において情報共有を行う旨を記載しています。
7	(パブコメ) インターネット取引被害の未然防止のため、ネットパトロールの実施やSNSを活用した迅速な注意喚起を行うなどの施策を記載してほしい。	注意喚起等を含めた情報提供については、「基本目標Ⅱ 重点目標5 消費生活に関する啓発・情報提供」(P25)に記載しています。

目標値

番号	意見の要旨	県の考え方
8	<p>(パブコメ・懇談会)</p> <p>消費者ホットライン188の認知度の目標値の根拠は何か。また、具体的な施策を計画に明記すべきである。</p>	<p>第4次計画策定時に、国の目標値を参考として設定したのですが、未達成のため、引き続き、同じ目標値を目指します。</p> <p>188の周知については、関係機関と連携して取り組む旨を「基本目標Ⅰ 重点目標1 施策の方向① 県消費生活センターの充実」(P16)に記載しています。</p>
9	<p>(懇談会)</p> <p>「高齢者や障害のある人を対象とした出前講座等の実施回数」の「出前講座等」とはなにか。</p>	<p>既存事業である消費者啓発セミナーのほか、高齢者等を対象とした新たな施策を想定しています。</p>
10	<p>(懇談会)</p> <p>「高齢者や障害のある人を対象とした出前講座等の実施回数」は、重点施策3の目標項目とするか、重点施策2と3を統合してはどうか。</p>	<p>重点施策2の目標項目でいう「出前講座等」は、既存事業の消費者啓発セミナー(そのうちの高齢者や障害のある人を対象としたもの)のほか、新たな事業を想定しており、重点施策3の目標項目と一部重複していますが、重点施策2の趣旨に沿ったものであり、素案のままいたします。</p>
11	<p>(懇談会)</p> <p>第4次計画の目標値から数値が変わっていないものが多いが、意図を教えてください。</p>	<p>第4次計画で掲げた目標値は、策定当時の国の目標値を参考としつつ、独自に設定したのですが、未達成であったり、重要な指標であったりすることから、第5次計画においても継続して目標として掲げています。</p>

第4章 計画の進め方

番号	意見の要旨	県の考え方
12	(懇談会) 様々な主体、大学生等と協働して施策を推進するといった記載を加えてほしい。	様々な団体等との連携については、「2 県民、各種団体等との連携」(P36)で記載しています。これまでも、大学生と共同で若者向けのパンフレットを作成するなどしており、今後も、必要に応じて各主体と連携し、効果的な施策推進に努めます。

素案からの変更点

基本目標 I 消費者被害の防止・救済

頁	素案	案	修正理由
16	<p>基本目標 I 消費者被害の防止・救済</p> <p>(前略)</p> <p><u>あわせて</u>、従来から消費生活上特に配慮を要するとされている高齢者や障害のある人等については、それぞれの特性を踏まえたきめ細かな対策が行えるよう、福祉関係者等と連携した消費者被害の防止・救済体制の構築を支援します。</p>	<p>基本目標 I 消費者被害の防止・救済</p> <p>(前略)</p> <p><u>これらのことから、デジタル技術や機器等の活用も含め、被害を防ぐ効果的な仕組みや手法を検討するとともに</u>、従来から消費生活上特に配慮を要するとされている高齢者や障害のある人等については、それぞれの特性を踏まえたきめ細かな対策が行えるよう、福祉関係者等と連携した消費者被害の防止・救済体制の構築を支援します。</p>	<p>【審議会】</p> <p>消費者被害の未然防止について記載すべきとの意見を踏まえ修正</p>

重点目標 2 配慮を要する消費者の被害防止

頁	素案	案	修正理由
18	<p>〈施策の方向〉④外国人の消費者トラブルの解決支援</p> <p>今後も増加が見込まれる在留外国人や訪日外国人に対する情報提供や消費生活相談の対応を行うとともに、円滑なコミュニケーションを支援するための<u>通訳、翻訳</u>サービスを提供します。</p>	<p>〈施策の方向〉④外国人の消費者トラブルの解決支援</p> <p>今後も増加が見込まれる在留外国人や訪日外国人に対する情報提供や消費生活相談の対応を行うとともに、円滑なコミュニケーションを支援するための<u>翻訳</u>サービスを提供します。</p>	<p>事業の見直しに伴う修正</p>

基本目標Ⅱ 消費者教育の推進

重点目標3 消費者教育を担う人材の育成

頁	素案	案	修正理由
23	<p>〈施策の方向〉③<u>地域人材</u>の育成</p> <p>(前略)</p> <p>また、地域の消費者団体関係者や福祉関係者等を対象とした講座の実施により、高齢者等を身近に見守り、啓発することができる人材の育成を図ります。</p>	<p>〈施策の方向〉③<u>地域の担い手</u>の育成</p> <p>(前略)</p> <p>また、地域の消費者団体関係者や福祉関係者、<u>若年者等</u>を対象とした講座の実施により、高齢者等を身近に見守り、啓発することができる人材の育成を図ります。</p>	<p>【審議会】</p> <p>育成の対象が分かりにくいとの意見を踏まえ修正</p>

基本目標Ⅲ 消費者の主体的な活動への支援

重点目標1 公正で持続可能な社会を目指した消費生活の促進

頁	素案	案	修正理由
27	<p>〈施策の方向〉①<u>エシカル消費</u>（倫理的消費）の普及啓発</p> <p>(前略)</p> <p>また、より良い消費行動のためには、<u>付加価値やコストの価格転嫁に対する適切な理解</u>の促進も必要であり、講座やイベント等を通じて、そうした意識の醸成を図ります。</p>	<p>〈施策の方向〉①<u>エシカル消費</u>（倫理的消費）の普及啓発</p> <p>(前略)</p> <p>また、<u>環境や資源に配慮した商品やサービスは、通常のものに比べて高価格な場合があることから</u>、より良い消費行動のためには<u>商品の適正価格への理解</u>の促進も必要であり、講座やイベント等を通じて、そうした意識の醸成を図ります。</p>	<p>【審議会】</p> <p>趣旨が分かりにくいとの意見を踏まえ修正</p>

基本目標Ⅴ 安全・安心な商品・サービスの確保

重点目標 3 安心の定着に向けた信頼の確立

頁	素案	案	修正理由
33	<p>〈重点目標〉 3 安心の定着に向けた信頼の確立</p> <p>(前略)</p> <p>商品・サービスについて、県及び関連事業者自らによる積極的な情報提供を促進するとともに、<u>関連事業者と消費者等との情報・意見交換</u>により、消費者の商品・サービスに対する安心の定着や相互理解を図り、信頼関係の構築に努めます。</p>	<p>〈重点目標〉 3 安心の定着に向けた信頼の確立</p> <p>(前略)</p> <p>商品・サービスについて、県及び関連事業者自らによる積極的な情報提供を促進するとともに、<u>消費者が事業者の取組を理解する機会の提供等</u>により、消費者の商品・サービスに対する安心の定着や相互理解を図り、信頼関係の構築に努めます。</p>	事業の見直しに伴う修正
34	<p>〈施策の方向〉②相互理解の促進</p> <p>(前略)</p> <p>そのため、<u>消費者と情報や意見の交換をする事業者の活動の推進</u>や、地域で活躍する食のリスクコミュニケーターの支援等を行います。</p>	<p>〈施策の方向〉②相互理解の促進</p> <p>(前略)</p> <p>そのため、消費者を対象とした衛生講習会などで、<u>事業者が行っている食品の安全確保の取組についての意見交換の実施</u>や、地域で活躍する食のリスクコミュニケーターが<u>提案する視察研修</u>の支援等を行います。</p>	事業の見直しに伴う修正

目標値

頁	素案	案	修正理由
35	<p>県内の消費生活相談員の研修参加率</p> <p>計画策定時：89.1% (R5)</p>	<p>県内の消費生活相談員の研修参加率</p> <p>計画策定時：89.1% (R6)</p>	統計資料の更新に伴う修正